

(一) 鎌倉幕府八代將軍久明親王下知状(後深草天皇第二子)

若児玉弥次郎氏元後家、尼妙性に申す、武蔵国

西條郷、伊豆熊名の内田漆(柒・漆の俗字で一部七を取る)七町二段(反)と

畠四町、在家参宇(名字坪付沽券載す)事、

右彼の田畠在家者、西条弥六法師(法名西願)永仁元年十一月

五日限り永代沽却の由、妙性の申すに依つて下の処尋ねる如く西願

今年六月二十日請文は沽却の条子細に及不云爰当郷

私領の旨先々其の沙汰畢、然則西願放券を以て妙性に領掌令可

次で公事を停止の由載証文の如く雖定下者。

信用不足の有無宣に依つて者。依つて鎌倉殿仰下知如件

永仁三年九月十三日(一二九五年)

陸奥守平朝臣 花押(北条連署宣時)

相模守平朝臣 花押(北条執権貞時)

用語

若^{なんじ} || 汝、そなた、なれ、おまえ、目下の者にもちいる。

下知状^{げち} || 鎌倉、室町時代裁判の判決、判決文。命令する。

在家 || 田舎の家、田舎。 参宇 || 三軒。

坪付 || 平らな土地、平地。 陸奥 || 旧国名青森県、一部岩手県。

沽券 || 売渡の証文。売券。 沽却 || 売却。

公事 || おおやけの仕事、公務、武家時代、祖(ねんぐ)庸(ちやう)調(布)の総称。

者 || てへれば(接) (「といへれば」の転) …というわけで。 …なので。

…というしだい。 沙汰 || 処置、取扱い。

者 || てへり (「といへり」の転) 詔勅・上奏文・記録文の終わりに用いた語。

…というしだい。

守 || (かみ) 長官。朝臣 || (アソミとも) 昔、家柄の尊卑を分けた八つの姓の

第二位、五位以上の姓につける敬称、五位の人には姓と名の間につけ、四位の人には

姓名または名の下につける、三位の人は姓の下につけ名を示さない。

請文 || 上位者の命令文、要求に対し答申した文書。

領掌 || 領有して支配すること。

載 || ここに。証文 || 証拠となる文書。債権を証明する文書。

法師 || 仏法によく通じてその教法の師となる者。

北条宣時 (一二三八〜一三三三) 陸奥守五一歳、佐渡、遠江の守護兼任。八十六歳。

北条貞時 (一二七二〜一三一三) 鎌倉後期の執権一四歳、一五歳相模守、左馬権頭兼任、

左馬権頭(副長官) 四十一歳病没。